

議案第10号

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が施行されることに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給できるようにするため、条例の一部を改正するものである。

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する
条例

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第17条の2 勤勉手当は、基準日に、それぞれの基準日に在職する会計年度任用職員に対し、規則で定める基準により支給することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。